

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	大正工場計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	4,242,000	平成24年1月4日	—	契約の性質または目的による場合	
2	豊野浄水場 オゾン設備点検整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	15,540,000	平成24年1月5日	—	契約の性質または目的による場合	
3	住之江下水処理場第3ポンプ棟No. 3ディーゼル機関外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱重工業(株)	15,750,000	平成24年1月5日	—	契約の性質または目的による場合	
4	庭窪浄水場 取水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立プラントテクノロジー	11,550,000	平成24年1月11日	—	契約の性質または目的による場合	
5	北港抽水所汚水用機械スクリーン修復工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	23,100,000	平成24年1月11日	—	契約の性質または目的による場合	
6	十八条下水処理場第2沈砂池機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	8,295,000	平成24年1月11日	—	契約の性質または目的による場合	
7	庭窪浄水場 逆洗ポンプ外点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)荏原由倉ハイドロテック	30,870,000	平成24年1月11日	—	契約の性質または目的による場合	
8	北港処分地廃水処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	7,192,500	平成24年1月11日	—	契約の性質または目的による場合	
9	中浜下水処理場外5か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	74,340,000	平成24年1月12日	—	契約の性質または目的による場合	
10	海老江下水処理場 消化ガス脱硫設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	13,650,000	平成24年1月12日	—	契約の性質または目的による場合	
11	舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	11,172,000	平成24年1月12日	—	緊急の必要による場合	
12	中之島抽水所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	2,100,000	平成24年1月13日	—	契約の性質または目的による場合	
13	津守下水処理場ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHI回転機械	11,025,000	平成24年1月13日	—	契約の性質または目的による場合	
14	庭窪浄水場 スラッジ移送ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	貝沼工業(株)	2,488,500	平成24年1月13日	—	契約の性質または目的による場合	
15	庭窪浄水場 排泥促進ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)産機テクノサービス	5,565,000	平成24年1月13日	—	契約の性質または目的による場合	
16	平野工場プラント運転管理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	横河フィールドエンジニアリングサービス(株)	4,830,000	平成24年1月13日	—	契約の性質または目的による場合	
17	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	三菱電機ビルテクノサービス(株)	4,200,000	平成24年1月16日	—	契約の性質または目的による場合	
18	高速電気軌道第4号線千船橋梁緊急補強工事	07A:鋼桁工事	交通局	上都建設(株)	14,332,500	平成24年1月19日	—	緊急の必要による場合	
19	楠葉取水場接合井除塵機点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	日立プラント建設サービス(株)	26,250,000	平成24年1月19日	—	契約の性質または目的による場合	

20	平野下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	261,660,000	平成24年1月19日	—	契約の性質または目的による場合
21	庭窪浄水場 排水処理設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	月島テクノメンテサービス(株)	45,990,000	平成24年1月20日	—	契約の性質または目的による場合
22	長堀抽水所外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	7,350,000	平成24年1月20日	—	契約の性質または目的による場合
23	東横堀川3号ポンプ場外3ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	3,307,500	平成24年1月23日	—	契約の性質または目的による場合
24	津守下水処理場雨水沈砂池揚砂設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	29,400,000	平成24年1月23日	—	契約の性質または目的による場合
25	海老江下水処理場監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	5,880,000	平成24年1月23日	—	契約の性質または目的による場合
26	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その5)	01:土木工事	建設局	熊谷・三井住友・日宝 特定建設工事共同企業体	567,000,000	平成24年1月24日	適用	入札に付することが不利な場合
27	大阪駅前地下道空調設備修繕-4	05:給排水衛生冷暖房工事	建設局	ダイキン工業(株)	6,300,000	平成24年1月24日	—	契約の性質または目的による場合
28	住吉幹線(玉出西2丁目)800mm不断水式制水弁設置工事	07C:鋼管工事	水道局	大成機工(株)	38,325,000	平成24年1月24日	—	契約の性質または目的による場合
29	今福下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	241,500,000	平成24年1月24日	—	契約の性質または目的による場合
30	豊野浄水場GAC洗浄排水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)荏原由倉ハイドロテック	21,840,000	平成24年1月24日	—	契約の性質または目的による場合
31	北浜東地内マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	2,520,000	平成24年1月25日	—	契約の性質または目的による場合
32	千島下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	242,550,000	平成24年1月26日	—	契約の性質または目的による場合
33	津守下水処理場貯留水排水ポンプ用電動開閉機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日本ギア工業(株)	4,725,000	平成24年1月26日	—	契約の性質または目的による場合
34	中浜下水処理場 No. 1消化汚泥供給ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	4,777,500	平成24年1月27日	—	契約の性質または目的による場合
35	千島下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	17,325,000	平成24年1月30日	—	契約の性質または目的による場合
36	高速電気軌道第7号線誘導無線電話基地局装置製作据付工事	10:電気通信工事	交通局	(株)日立国際電気	192,255,000	平成24年1月30日	—	契約の性質または目的による場合
37	大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)旭テクノ	19,950,000	平成24年1月31日	—	契約の性質または目的による場合
38	大阪市中央卸売市場東部市場発泡スチロール処理設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和ウエステック(株)	2,047,500	平成24年1月31日	—	契約の性質または目的による場合
39	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事その2	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和ウエステック(株)	1,680,000	平成24年1月31日	—	契約の性質または目的による場合
40	海老江下水処理場 送受泥槽かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	2,625,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合

41	津守下水処理場ポンプ棟スクリーンかす洗浄槽用破砕機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	12,495,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
42	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	182,700,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
43	千島下水処理場計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	8,400,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
44	弁天抽水所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	16,905,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
45	片江抽水所外35か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	35,700,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
46	千島下水処理場No. 1返送汚泥ポンプ吸入弁用電動開閉機外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日本ギア工業(株)	3,832,500	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
47	東淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	18,165,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
48	天保山船客上屋船客乗降設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	川重ファシリテック(株)	20,685,000	平成24年2月1日	—	契約の性質または目的による場合
49	海老江下水処理場外1か所監視設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	274,050,000	平成24年2月2日	—	契約の性質または目的による場合
50	柴島浄水場 採水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)鶴見製作所	6,510,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
51	住之江下水処理場No. 3沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	7,350,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
52	海老江下水処理場 ポンプ棟No. 4雨水ポンプ用ディーゼル機関修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	6,825,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
53	海老江下水処理場 第3汚泥処理棟機械濃縮機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	11,235,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
54	住之江抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関排気ガス処理装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	3,360,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
55	海老江下水処理場 消毒設備次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日機装(株)	2,992,500	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
56	寝屋川口水門外38か所遠方監視装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	7,875,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
57	中部環境事業センター出張所 非常用発電機整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	ヤンマーエネルギーシステム(株)	5,670,000	平成24年2月3日	—	契約の性質または目的による場合
58	総合水運用システム整備に伴う既設設備改造(その2)その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立製作所	122,850,000	平成24年2月6日	—	契約の性質または目的による場合
59	柴島浄水場 上系粒状活性炭吸着池排水扉修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)栗本鐵工所	3,675,000	平成24年2月7日	—	契約の性質または目的による場合
60	柴島浄水場外3箇所 採水ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	貝沼工業(株)	8,715,000	平成24年2月7日	—	契約の性質または目的による場合
61	大阪中央卸売市場南港市場検査所排ガス処理装置改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダルトン	3,318,000	平成24年2月7日	—	契約の性質または目的による場合

62	大野下水処理場No. 2返送汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新菱工業(株)	9,240,000	平成24年2月8日	—	契約の性質または目的による場合
63	北港白津1号上屋外3箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	(株)日立プラントテクノロジー	95,340,000	平成24年2月8日	—	契約の性質または目的による場合
64	大野下水処理場消化槽加温設備用No. 3ガス昇圧ブロウ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	3,570,000	平成24年2月9日	—	契約の性質または目的による場合
65	舞洲汚水ポンプ場破碎機補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	住友重機械精機販売(株)	8,998,500	平成24年2月9日	—	契約の性質または目的による場合
66	城東配水場 遠隔管理化に伴う既設監視制御設備改造工事	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	47,880,000	平成24年2月10日	—	契約の性質または目的による場合
67	大阪市中央卸売市場南港市場本館棟冷却塔補修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	中央卸売市場南港市場	空研工業(株)	6,825,000	平成24年2月14日	—	契約の性質または目的による場合
68	南港電気機器棟エレベーター更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	日本オーチス・エレベータ(株)	17,640,000	平成24年2月14日	—	契約の性質または目的による場合
69	放出下水処理場外4箇所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	10,500,000	平成24年2月15日	—	契約の性質または目的による場合
70	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	メタウォーター(株)	11,550,000	平成24年2月15日	—	契約の性質または目的による場合
71	柴島浄水場 空気圧縮機点検整備修繕外	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立産機システム	4,357,500	平成24年2月16日	—	契約の性質または目的による場合
72	塚本抽水所沈砂池ホツパ用重量検出装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHI環境エンジニアリング	7,875,000	平成24年2月17日	—	契約の性質または目的による場合
73	大阪市中央卸売市場南港市場冷凍機CR101-B改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダイキンアプライドシステムズ	1,942,500	平成24年2月21日	—	契約の性質または目的による場合
74	中浜下水処理場No.3,4汚泥/温水熱交換器修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	12,075,000	平成24年2月22日	—	契約の性質または目的による場合
75	弁天抽水所雨水用機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日立プラント建設サービス(株)	2,310,000	平成24年2月23日	—	契約の性質または目的による場合
76	津守下水処理場ポンプ棟電気設備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	160,650,000	平成24年2月24日	—	契約の性質または目的による場合
77	津守下水処理場反応槽送風機用電動機設備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	168,000,000	平成24年2月24日	—	契約の性質または目的による場合
78	総合水運用システム整備に伴う既設設備改造工事	09B:上下水道施設工事	水道局	横河電機(株)	31,500,000	平成24年2月24日	—	契約の性質または目的による場合
79	6号線動物園前駅エスカレーター1号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	三菱電機ビルテクノサービス(株)	46,200,000	平成24年2月27日	—	契約の性質または目的による場合
80	長堀抽水所外監視用伝送装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)沖電気カスタマアドテック	4,357,500	平成24年2月27日	—	契約の性質または目的による場合
81	1・5号線なんば駅エスカレーター設備工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	46,620,000	平成24年2月28日	—	契約の性質または目的による場合
82	津守下水処理場ガスタービン発電設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)カワサキマシンシステムズ	2,148,300	平成24年2月28日	—	契約の性質または目的による場合

83	北巽駅エスカレーター1号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	46,200,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
84	2号線谷町四丁目駅エスカレーター1・2号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	101,850,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
85	中崎町駅エスカレーター1号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	41,370,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
86	長居駅エスカレーター1号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	36,960,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
87	3号線なんば駅エスカレーター4号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	42,000,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
88	都島駅エスカレーター1号機更新工事	09A:昇降機設置工事	交通局	(株)日立ビルシステム	42,315,000	平成24年3月2日	—	契約の性質または目的による場合
89	舞洲工場焼却設備中間整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	5,607,000	平成24年3月8日	—	契約の性質または目的による場合
90	西淀工場1号ボイラー水管破孔緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	6,720,000	平成24年3月15日	—	緊急の必要による場合
91	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その9)	01:土木工事	建設局	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	451,500,000	平成24年3月19日	適用	入札に付することが不利な場合
92	高速電気軌道第2号線天神橋筋六丁目停留場4号・5号出入口改造請願受託	01:土木工事	交通局	(株)大林組	56,175,000	平成24年3月21日	—	入札に付することが不利な場合
93	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その9)	01:土木工事	建設局	鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ 特定建設工事共同企業体	1,984,500,000	平成24年3月23日	適用	入札に付することが不利な場合

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機(株)

3 随意契約理由

当工場の計装設備は、富士電機(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場 オゾン設備点検整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、豊野浄水場の高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、三菱電機(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保障を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、三菱電機(株)よりオゾン設備の維持管理業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室（電話：072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場第3ポンプ棟 No.3ディーゼル機関外修繕

2 契約相手方

三菱重工業㈱

3 随意契約理由

今回修繕するディーゼル機関は、雨水排水ポンプを駆動させるための設備であるが調速機回転部分等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕を行い、機能を確保するものである。

本設備は、三菱重工業㈱が設計製作したものであり、修繕にあたって、組立調整等には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が密接不可分であり、総合的な技術ならびに蓄積された技術経験が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱重工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 取水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内、第2取水ポンプ場に設置している取水ポンプ13号の修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、また本点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)日立製作所は、社会システム事業部の機械設備全般に関わる事業について、平成18年4月に新会社として発足された(株)日立プラントテクノロジーに継承しており、本点検整備修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 工事名称

北港抽水所汚水用機械スクリーン修復工事

2 契約の相手方

三菱化工機㈱

3 随意契約理由

今回修復する北港抽水所汚水用機械スクリーンは、北港抽水所の沈砂池に流入したスクリーンかすを除去するための設備であるが、バースクリーン及びレーキの腐食・摩耗損傷が著しく、腐食及び摩耗により折損したバースクリーンにレーキが噛み込み、バースクリーンに付着したスクリーンかすを除去することが出来ず、降雨による水量増加の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障をきたす恐れがある。

本設備は三菱化工機㈱が設計製作したもので、修復にあたっては、レーキとバースクリーンのクリアランスの許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修復ができる業者は、三菱化工機㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場第2沈砂池機械スクリーン修繕

2 契約相手方

水 i n g (株)

3 随意契約理由

今回修繕する機械スクリーンは、下水処理場の沈砂池に設置しており、流入下水に含まれた夾雑物を除去する設備であるが、レーキ及びワイパーが損傷し、夾雑物が除去できず、雨天時排水運転に支障を来たしているので、修繕するものある。本設備は、水 i n g (株)が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である水 i n g (株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 逆洗ポンプ外点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)荏原由倉ハイドロテック

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場に設置している、逆洗・表洗及びG A C洗浄ポンプの修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)荏原製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所がポンプの修繕を業務移管している(株)荏原由倉ハイドロテックのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

北港処分地の廃水処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3371)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場外5か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場外5か所電気設備は、受変電設備、動力制御設備及び監視設備等であり、処理場・抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行なうものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)東芝からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 消化ガス脱硫設備外修繕

2 契 約 相 手 方 三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する消化ガス脱硫設備は、海老江下水処理場の消化槽から発生する消化ガス中の硫化水素を除去し、消化ガス有効利用設備に消化ガスを供給するための設備であるが、脱硫剤が劣化し、消化ガス有効利用設備が腐食により消化ガスが漏洩した際には、下水処理場付近住民に危険がおよぶおそれがあるため、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がシステムとして設計製作したものであり、修繕にあたっては、本設備対象機器を含む処理場消化ガス設備の全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持を行う必要がある。また、消化ガスは可燃性の気体であり、脱硫剤の取り替えにあたっては、消化ガスの持つ特性など同社が保有する総合的な技術と、脱硫剤取り替えの蓄積された技術経験を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱化工機(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船(株)以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

中之島抽水所電気設備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター㈱

3 随意契約理由書

今回修繕する中之島抽水所電気設備は、4号電動機盤である。本設備は昭和46年に設置され40年間使用したことにより、盤全体が劣化し、特に遮断器の劣化が著しく本来の機能が発揮できなくなったために電動機盤及び遮断器を修繕するものである。

本設備は、メタウォーター㈱が設計製作したもので電動機盤及び遮断器の修繕にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのはメタウォーター㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場ターボブロワ設備修繕
- 2 契約の相手方 (株)IHI 回転機械
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う津守下水処理場ターボブロワ設備は、反応槽で下水を生物処理する為に必要な空気を送る設備であるが、長年の使用により性能が低下しているため修繕するものである。

本設備は、石川島播磨重工業(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

石川島播磨重工業(株)は、平成 19 年に(株)IHI に社名変更をおこなっており、さらに下水処理設備のメンテナンスについては(株)IHI 回転機械に業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)IHI 回転機械のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 スラッジ移送ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

貝沼工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内、スラッジ処理場濃縮槽機械室に設置している移送ポンプの修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)西島製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)西島製作所よりポンプの修繕業務を移管されている貝沼工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 排泥促進ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内に設置している、排泥促進ポンプの修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による運転確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)日立製作所が機器の修繕を業務移管している(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場プラント運転管理設備整備工事

2 契約の相手方

横河フィールドエンジニアリングサービス（株）

3 随意契約理由

当工場のプラント運転管理設備は、横河電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、プラント運転管理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のプラント運転管理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のプラント運転管理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は横河電機（株）よりごみ焼却設備等プラント事業を唯一移管されている横河フィールドエンジニアリングサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、東部市場仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託の点検結果に基づき、巻上機ロープや巻上機のオイル交換等の取替えを行うものである。施工にあたっては、安全性の面で製造業者の専門技術及び知識が必要である。

当該エレベーターを製作・施工した三菱電機（株）は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

三菱電機ビルテクノサービス（株）は、三菱電機（株）より専門技術及び知識を引継いでおり、本工事を必要と判断する基となった保守点検の実施業者でもある。

さらに、エレベーター設備の一部の部品交換を第三者により施工した場合、以後当該設備一式の保守点検の際、その部品については保守範囲外として十分な点検ができない問題が発生する。

また、事故発生時、製造者を含む複数の業者が同時に事故原因を調査・分析し、保証・瑕疵の責任を断定する必要があるため、その間、運転が長期間停止され市場業務に影響が及ぶ可能性がある。

以上により今回の工事については、責任の一元化においても設備内容及び使用部品等規格を熟知している三菱電機ビルテクノサービス（株）以外に確実な補修は行うことができないと認められる。

したがって、本工事は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

緊急随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第4号線千船橋梁緊急補強工事

2 契約の相手方

上都建設(株)

3 随意契約理由

現在、地下鉄中央線大阪港～朝潮橋間の千船橋梁（鋼橋）において、当該橋梁の塗装塗替工事を行っており、この工事で塗装の塗膜を撤去するのに合わせて、橋梁点検を行ったところ、平成24年1月16日の終電後に、橋桁端部の母材に亀裂が生じていることが判明したため、緊急に補強対策を講じるものである。

当該箇所に発生した亀裂は、橋桁端部に設置された添接板（橋桁を両方向から挟み込んでいる鉄板）により亀裂の先端の進行具合を把握することができない状況となっており、詳細な状況は不明であるが、亀裂の発生形態から、列車の繰り返し荷重による疲労亀裂であると考えられるため、今後も列車の運行によりさらに進展する可能性が高く、また、万一進展した場合には、軌道を直接ささえる構造部材であることから、列車運行の安全を脅かす重大な事故にも繋がりがかねないため、迅速かつ適切な対策を実施する必要がある。

具体的な対策としては、当該箇所に補強部材等を設置して補強を行い、亀裂の進展を抑制するものである。

この対策については、当局における同種の橋梁補強工事の実績があり、また、対策に必要な資機材や人員などを早急に準備できる業者でなければならない。

以上のことから、現在、同種の橋梁補強工事を施工中であり、なおかつ緊急施工体制が整い即時に対応できる業者は上記業者に限られることから、当該業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課土木設計担当

(電話番号 06-6585-6712)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場接合井除塵機点検整備修繕

2 契約の相手方

日立プラント建設サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場接合井に設置している除塵機の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該除塵機は、日立機電工業（株）が設計、製作したものであり、本修繕で取り替える部品は、耐久性・維持管理性を考慮し、改善を行うため、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づき製作及び取替調整の技術が不可欠であり、修繕による運転確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立機電工業(株)は平成 18 年に日立プラント建設(株)と合併し、(株)日立プラントテクノロジーとなっている。

以上のことから、本修繕を行える業者は(株)日立プラントテクノロジーより設備のアフターサービスについて業務移管されている日立プラント建設サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 平野下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 日立製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場外4か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 日立製作所のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 排水処理設備点検整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、庭窪浄水場スラッジ処理棟に設置している排水処理設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該設備は、月島機械(株)が独自に設計製作したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により、機器の動作確認や機能保障を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、月島機械(株)より当該脱水機設備の点検整備修繕（及びそれに類する業務・工事）を移管されている月島テクノメンテサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 修繕名称

長堀抽水所外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター㈱

3 随意契約理由

今回修繕する長堀抽水所外1か所電気設備は、抽水所及び下水処理場施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるので、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品の取替を行うものである。

本設備はメタウォーター㈱が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にこの修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者はメタウォーター㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川3号ポンプ場外3ポンプ設備修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

今回、東横堀川の堤内地排水ポンプ設備を修繕するものであるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、新明和工業(株)が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場雨水沈砂池揚砂設備外修繕
- 2 契約の相手方 日立プラント建設サービス(株)
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う津守下水処理場雨水沈砂池揚砂設備外は、雨水沈砂池内の砂を除去する為の設備等であるが、揚砂設備電動部が損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、日立機電工業(株)は、平成 18 年に日立プラント建設(株)と合併し、(株)日立プラントテクノロジーとなっている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)日立プラントテクノロジーからアフターサービスを移管されている日立プラント建設サービス(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場監視制御設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由書

今回修繕する海老江下水処理場監視制御設備は、下水処理場内の設備を統合監視室で一元監視している設備である。本設備は平成13年に設置され10年間使用したことにより、監視制御設備の構成部品が劣化し、統合監視室から処理場内の設備監視に支障をきたしているため、監視制御設備の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので修繕にあたっては、既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その5)

2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その4)に引き続き本体仮設工及び障害物撤去工等を行うものであるが、今回施工する本体仮設工は同工事(その1)で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な先行地中梁である。その目的の発現から今後の施工において近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、本体仮設工は近隣住民の騒音対策等を最大限配慮した高圧噴射攪拌工法による施工として、前回工事(その4)において試験施工等を実施しており、その実績等を踏まえた施工並びに品質管理が求められるものである。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前地下道空調設備修繕－4

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、平成23年度のシーズンオフ点検で経年劣化による不良が発見された大阪駅前地下道空調設備室外機のプリント基板及び各種センサー類の取替並びに平成23年度中に室内機の熱交換器不良に伴い運転停止していた室内機の熱交換器等の取替を行うものである。

本設備は、ダイキン工業（株）が設計・製作したもので、機器内部のプリント基板や主要部品の取替及び取替後の機器の運転制御システム調整及び動作確認は、機器内部構造やシステムを熟知した製作者でしか実施できないため、ダイキン工業（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課（電話06-6462-1519）

随意契約理由書

1 案件名称

住吉幹線（玉出西2丁目）800mm 不断水式制水弁設置工事

2 契約の相手方

大成機工(株)

3 随意契約理由

本工事は、基幹幹線である住吉幹線に設置している分岐連絡制水弁の修繕工事を行うために断水を必要とするが、市内の高地区（住吉区、阿倍野区の一部）に配水する住吉配水場の水源が確保できなくなるため、不断水式制水弁を設置し、断水区間の縮小を行い、水源を確保するものである。

工事で使用する不断水式制水弁については、水道局設置の「資材等審査委員会」で承認しており、水道局の「土木工事共通仕様書」で「大阪市水道局請負者調達用配管材料仕様書」の規格に適合したものを使用することと定められている。本工事で使用する不断水式制水弁は、大成機工(株)が独自に開発、製作したもののみ承認されているため、同業者以外で製作、設置することができない。

また、本工事には土工が含まれているが、工事場所は幹線道路である柴谷平野線（南港通）であり、国道26号線との交差点から西へ約70mという位置関係にある。工事中は片側4車線のうち、中央分離帯寄りの西行き1車線を規制する必要がある。交通への影響を最小限に抑えるため、土工、不断水式制水弁の設置を競合した施工体制で工期の短縮を図らなければならない。

更に、土工での仮設物に不断水式制水弁設置の資機材の重量を負荷させることから、安全管理、施工責任を明確にする必要がある。上記の条件下で一体的な施工管理ができる業者は大成機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）

随意契約理由書

1 工事名称

今福下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約の相手方

㈱明電舎

3 随意契約理由

本工事は、今福下水処理場外4か所の場内で施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、電源供給等を行うために、既設監視制御設備・既設配電盤への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は㈱明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な制御回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工及び機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器、並びに配電盤内の制御機器は他社では製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは㈱明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場GAC洗浄排水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)荏原由倉ハイドロテック

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置しているGAC洗浄排水ポンプの修繕を行うものである。

当該ポンプは、(株)荏原製作所が設計、製作したものであり、本修繕で取り替える部品は、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づき製作及び取替調整の技術が不可欠であり、修繕による運転確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所より、口径150mm以上のポンプについて維持管理業務(修理を含む)を移管されている(株)荏原由倉ハイドロテックのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室 (電話番号:072-825-4704)

随意契約理由書

1 修繕名称

北浜東地内マンホールポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由

今回、修繕するマンホールポンプは局地的な雨水排水のためのポンプであるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、(株)鶴見製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 工事名称

千島下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本工事は、千島下水処理場外5か所の場内で施工される設備の改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、電源供給等を行うために、既設監視制御設備・既設配電盤への機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備はメタウォーター(株)が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な制御回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工及び機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器、並びに配電盤内の制御機器は他社では製作していないため、本機能追加工事を施工できるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場貯留水排水ポンプ用電動開閉機設備修繕
- 2 契約の相手方 日本ギア工業㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う貯留水排水ポンプ用電動開閉機設備は、貯留水排水ポンプ吐出弁を動作するための設備であるが、スイッチ類及び電動機の絶縁抵抗値の低下等により、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、日本ギア工業㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、日本ギア工業㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜下水処理場 No.1 消化汚泥供給ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕

2 契約の相手方

兵神装備 (株)

3 随意契約理由

今回修繕するNo.1 消化汚泥供給ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備は、中浜下水処理場で発生する汚泥を移送するための設備であるが、長時間の運転により汚泥を送り出すためのものであるステーターとローターが夾雑物・砂等により磨耗・損傷し、使用に耐えないので修繕するものである。

本設備は、兵神装備 (株) が設計製作したもので、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とし取替部品に当たっても他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (TEL 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

㈱明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する千島下水処理場外1か所電気設備は、下水処理場および抽水所施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるので、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品の取替を行うものである。

本設備は㈱明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は㈱明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第7号線誘導無線電話基地局装置製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、高速電気軌道第7号線の誘導無線電話基地局装置の製作据付工事を行うものである。本装置は、列車と運転指令間で緊急情報や安全確認等の通話を伝達し、安全を確保するためのもので、列車の安全輸送に欠くことのできない重要な保安通信設備である。そのため故障時には即営業支障となり社会的影響が大きい。

そのシステムは、指令所操作盤、I F装置、遠隔制御装置、基地局装置により構成されており、前述した通話などの音声情報や、ワンマン運転のため乗客が運転士を呼び出しても応答しない場合に運転指令所と乗客間で通話を行う非常通報、非常時における列車緊急停止のために必要な発報信号の送受信を行っている。

既設機器は(株)日立国際電気独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回その一部である基地局装置の製作据付を行うにあたっては、設計から機器据付、調整まで一貫した管理体制で行う必要があり、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、障害が発生した際の迅速な対応が求められることから、上記の要件を満たす唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

(電話番号 06-6585-6544)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーン修繕

2 契約の相手方

(株)旭テクノ

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす洗浄脱水設備用機械スクリーンは、流入下水中のゴミ（スクリーンかす）を、洗浄した後、後段の脱水設備に供給するための設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、チェーンの伸び、スプロケットの摩耗等により故障が頻発し、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、(株)旭機械製作所が設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、新旧の部品を組み合わせた上での運転調整など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社のメンテナンスを移管されている(株)旭テクノのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場発泡スチロール処理設備改修工事

2 契約の相手方

新明和ウエステック（株）

3 随意契約理由

本工事は、仲卸棟に設置している発泡スチロール処理設備の改修を行うものである。

当該機器については、すべて新明和工業（株）が製造した製品であり、今回の改修工事を実施するにあたっては新明和工業(株)を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、発泡スチロール処理設備の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは新明和工業（株）から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和ウエステック（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事その2

2 契約の相手方

新明和ウエステック(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置している塵芥処理機械設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて新明和工業(株)が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては新明和工業(株)を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、塵芥処理機械設備の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは新明和工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和ウエステック(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 送受泥槽かくはん機修繕

2 契約相手方 ラサ商事(株)

3 随意契約理由

今回修繕する送受泥槽かくはん機は、消化汚泥を此花下水処理場へ送泥するため送受泥槽内の汚泥の均一化及び沈降防止用の設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚泥が浸入し、かくはん機を運転する事が出来ず、送受泥槽に消化汚泥中の砂が堆積した際には、送泥する事が出来なくなり下水処理場の処理機能が停止するおそれがある。

本設備はフリクト日本(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やプロペラとドラフトリングとのクリアランス調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されているラサ商事(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場ポンプ棟スクリーンかす洗浄槽用破碎機修繕
- 2 契約の相手方 住友重機械精機販売㈱
- 3 随意契約理由

今回修繕を行うポンプ棟スクリーンかす洗浄槽用破碎機は、沈砂池から回収したスクリーンかす及び、場内外から搬入されたスクリーンかすの中で粗大な物を、後段の脱水工程に支障のない様に、破碎するための設備であるが、長年の運転により構成部品の摩耗、損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、住友重機械工業㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より修繕業務を移管されている住友重機械精機販売㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1. 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事（その2）
2. 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
3. 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥熔融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを熔融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥熔融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、熔融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に熔融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機㈱

3 随意契約理由

今回修繕する千島下水処理場の計装設備は、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により著しく機能が低下しており、下水処理場の設備運転に支障を来す恐れがあるため修繕を行うものである。

本設備は横河電機㈱が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は横河電機㈱がアフターサービスを移管した向洋電機㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所電気設備修繕

2 契約の相手方

産機テクノサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する弁天抽水所電気設備は、受変電設備、動力設備、監視制御設備、計装設備及びITV設備であり、抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧発電機の精密整備修繕を行うものである。

受変電設備、動力設備及び監視制御設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクエンジニアリング、ITV設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている産機テクノサービス(株)のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

- 1 修繕名称：片江抽水所外35か所計装設備修繕
- 2 契約相手方：向洋電機（株）
- 3 随意契約理由：今回修繕する片江抽水所外35か所計装設備は、抽水所等の運転状態を計測・記録するとともに機器類を制御するために重要な役割を持つ設備であるが、計装ループを構成する各部品が老朽化により著しく能力低下を来しているため、これらの部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、横河電機（株）が設計製作したもので、計装設備としての一貫性をもって構築されているものであり、修繕に当たっては当該設備の製作プロセスに基づき、製作時と同一の手法を用いて計装ループの開放・復元及び動作試験等を実施し、設備の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕を行えるのは製作会社から修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 修繕名称

千島下水処理場No. 1 返送汚泥ポンプ吸入弁用電動開閉機外修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業㈱

3 随意契約理由

今回、修繕するNo. 1 返送汚泥ポンプ吸入弁用電動開閉機外は電動弁、電動ゲートを開閉動作させる機器であるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、日本ギア工業㈱が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である日本ギア工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

天保山船客上屋船客乗降設備補修工事

2 契約の相手方

川重ファシリテック（株）

3 随意契約理由

本工事は天保山岸壁に接岸した船舶から天保山船客上屋への船客乗降用に使用している可動橋の補修工事である。

本船客乗降設備は天保山船客上屋へのアプローチおよび天保山岸壁専用に設計・製作されたもので他に同一のものは存在しない特殊な設備である。そのため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置等の構造、仕様、相関関係がわからないことや、使用部品についても一部汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることなど、本船客乗降設備の機能を十分発揮させるためには製造者の技術力が必要である。

また、システム全体を把握しているため、補修工事に機器の状態から通常では発見することが困難な故障やその前兆を発見することができ、その部品交換や補修、機器更新など本市に提言できる。

さらに整備不良による故障が発生した場合、人身事故につながる恐れがあり、高い安全性が求められる。

また、他社に補修をさせた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良等のどの部分に原因があるのかを究明し、復旧を行うまでに相当期間が必要となるため施設提供事業に影響を与える。さらに不具合の原因を特定できない場合、保証や瑕疵を業者に求めることができず本市が不利益を被ることとなる。

以上のことから、本工事が出来るのは当該船客乗降設備の設計・制作を行った川崎重工業（株）より保守点検および補修業務を移管された川重ファシリテック（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号該当

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 海老江下水処理場外1か所監視設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 東芝

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は海老江下水処理場処理区内の抽水所を海老江下水処理場監視室から遠方監視操作するために、既設監視設備・既設制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作していないため、本機能追加設備工事を施工できるのは、(株)東芝のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場採水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場に設置している採水ポンプの点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株) 粟村製作所が設計、製作したものである。本点検整備修繕で取替える部品は、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社のみが保有する設計製作図面に基づいた製作及び取替調整の技術が不可欠であり、機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、当該採水ポンプの製造業者である(株) 粟村製作所から営業譲渡された(株) 鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所 (電話：06-6815-2402)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場 No.3 沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する、住之江下水処理場の No.3 沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外は、沈殿池濃縮汚泥を、汚泥混合槽へ供給するための設備と、津守下水処理場へ汚泥を送泥する設備であるがロータ、ステータ等が損傷し性能が著しく低下しているので、修繕を行うものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、従前と同様の機能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 ポンプ棟 No.4 雨水ポンプ用ディーゼル機関
修繕

2 契約相手方 ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

今回修復する No.4 雨水ポンプ用ディーゼル機関は、雨水を排水するためのポンプ駆動用設備であるが、ノズルの腐食損傷が著しく、飛散したノズル部品によりタービンブレードが損傷し、雨水ポンプを運転する事が出来ず、降雨による水量増加の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、タービンブレードの組付精度や軸受部の据付許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、ダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 第3汚泥処理棟機械濃縮機修繕

2 契 約 相 手 方 クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修復する機械濃縮機は、海老江下水処理場及び此花下水処理場の余剰汚泥を減量するための設備であるが、ステンレスベルトおよび減速機等の摩耗損傷が著しく、損傷したステンレスベルトが破断し、余剰汚泥を濃縮することが出来ず、消化槽へ投入する汚泥が急激に増量し消化が出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が低下し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本機械濃縮機は、クボタ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、ステンレスベルトの組付精度や減速機の据付許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、メンテナンスを移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関排気ガス処理装置修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル㈱

3 随意契約理由

本修繕は、住之江抽水所のポンプ棟に設置しているディーゼル機関排気ガス処理装置のフィルターが、目詰まりを起こし、性能が著しく低下しているので修繕を行うものである。

本排気ガス処理装置は、ダイハツディーゼル㈱が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はダイハツディーゼル㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 工事名称 海老江下水処理場 消毒設備次亜塩素酸ナトリウム
注入ポンプ修繕

2 契約相手方 日機装(株)

3 随意契約理由

今回修復する次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプは、海老江下水処理場の2次処理水を消毒するための設備であるが、ダイヤフラムおよびバルブシート等の損傷が著しく、損傷したダイヤフラムから次亜塩素酸ナトリウムが漏洩し、次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプを運転する事が出来ず、2次処理水へ次亜塩素酸ナトリウムを注入出来なくなった際には、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本ポンプは、日機装(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、ダイヤフラムの組付精度やボールバルブとバルブシートとの当り面の調整など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、日機装(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称 寝屋川口水門外38か所遠方監視装置修繕
2. 契約の相手方 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
3. 随意契約理由 今回修繕する寝屋川口水門外38か所遠方監視装置は、河川施設の監視に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による構成部品の故障及び機能が低下しているため、各構成部品を取替修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替修繕及び動作試験調整などを行い、設備の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは、製作会社である三菱電機(株)が建設局へ納入している遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務の移管者である上記業者のみである。
4. 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署 建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 非常用発電機整備工事

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されている非常用発電機はヤンマーエネルギーシステム(株)製である。

今回、経年劣化に伴い、機関の整備及び制御盤の更新を行うものである。

本工事については、既存の制御盤が製造中止であり、代替制御盤に取り替えるため配線などの改造が必要であるなど、当該非常用発電機の有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行う必要がある。

このような条件を満たすためには、当該非常用発電機を製造した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、また、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備工事後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はヤンマーエネルギーシステム (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

総合水運用システム整備に伴う既設設備改造（その2）その他工事

2 契約の相手方

（株）日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、総合水運用システムの整備に伴う柴島浄水場及び庭窪浄水場の既設管理設備並びに豊野浄水場管理設備改良に伴う楠葉取水場の既設監視制御設備の改造を行うものです。

各既設管理設備はいずれも、（株）日立製作所が独自に設計・製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことが出来ません。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があります。

以上のことから、本工事を実施できる業者は（株）日立製作所のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5543）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系粒状活性炭吸着池排水扉修繕

2 契約の相手方

(株) 栗本鐵工所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系粒状活性炭吸着池に設置している排水扉の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該排水扉は、(株) 栗本鐵工所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、排水扉の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、(株) 栗本鐵工所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外3箇所採水ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

貝沼工業（株）

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場外3箇所に設置している採水ポンプの点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株)西島製作所が設計、製作したものである。本点検整備修繕で取替える部品は、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社のみが保有する設計製作図面に基づいた製作及び取替調整の技術が不可欠であり、機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、(株)西島製作所より維持管理業務を移管されている貝沼工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター豊野分室（電話：072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 検査所排ガス処理装置改修工事

2 契約の相手方

(株) ダルトン

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本工事は、と畜解体に際して、食肉衛生検査に伴う排ガス(有機性ガス)を室内ドラフトチャンバーで大気放出する際に有害物質を除去する排ガス処理装置の部品取替と、部品取替に伴う排ガス処理装置および室内ドラフトチャンバーの試運転・調整等をおこなうものであるが、これらの設備は、すべて(株)ダルトンの制御方式や純正部品で構築されており、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、施工できるのは同社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場N○. 2 返送汚泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

新菱工業(株)

3 随意契約理由

今回修繕する返送汚泥ポンプは、最終沈殿池で沈降分離された活性汚泥を、再度水処理工程で利用するために、前段の反応槽へ供給（返送）するための設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、軸受部品の損傷、軸封部分の摩耗等により、運転ができなくなったので、修繕するものである。

本設備は、新菱工業(株)が設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、新旧の部品を組み合わせた上での運転調整など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である新菱工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称 北港白津1号上屋外3箇所機械設備補修工事

2 契約の相手方 (株)日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本工事は、北港白津1号・2号及び安治川1号・11号上屋に設置している給・排気弁、薬剤投薬管等のくん蒸設備及び冷凍機、ユニットクーラー等の定温設備の補修を行うものである。

北港白津1号・2号及び安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋倉庫で、植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸処理を行っている施設である。

くん蒸処理に使用するガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される定温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼働しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができずに青果物の管理ができなくなるばかりか人身事故につながる恐れもあり、当該設備全般を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係や施設の稼働状況等を把握できる業者しか施工できない。

以上のことから、本工事が出来るのは当該施設(北港白津1号・2号上屋及び安治川1号・11号上屋)の機械設備の設計・製作を行った(株)日立製作所より会社分割され、機械設備全般に関する点検・整備・改造・製造販売等の業務全般を移管された(株)日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号該当

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場消化槽加温設備用No. 3 ガス昇圧ブロワ修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕するガス昇圧ブロワは、消化槽加温設備である温水機に、燃料としての消化ガスを供給するための設備である。本設備は、設置から3年以上が経過し、軸受部品の損傷により、運転ができなくなったので、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がシステムとして設計・製作・据付したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含む処理場設備全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持や、一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、本プラントシステムの設計・製作・据付会社である三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲污水ポンプ場破碎機補修工事

2 契約の相手方

住友重機械精機販売 (株)

3 随意契約理由

本工事は舞洲污水ポンプ場に流入する汚物等の固形物を破碎するために設置された破碎機を分解し、経年劣化により磨耗損傷した主要部品を交換して、性能を確保するものである。

舞洲污水ポンプ場に舞洲地区の污水全てが集合することから、破碎機が故障すれば固形物の流入により污水ポンプの故障・排水管の詰まり等を引き起こし、舞洲地区一帯の污水排水が不能となり都市機能が麻痺する状況となる。そのため、破碎機の補修に当たっては性能の確保はもとより、今後使用するうえでの信頼性の確保も必要となる。また、破碎機は住友重機械工業(株)が設計製作したもので、分解後の組立時における精度や許容値など独自の技術および基準を必要とし、取替部品のほとんどが製作会社でしか製作していない。これらのことから、破碎機の製作を行った住友重機械工業(株)から大阪市における部品販売および補修整備を移管されている住友重機械精機販売(株)により補修を行なうことで、性能の保証および将来に亘っての信頼性も確保され適正に施工できる。

以上のことから、本工事が出来るのは住友重機械精機販売(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場 遠隔管理化に伴う既設監視制御設備改造工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、城東配水場の監視制御設備の改良に伴う既設監視制御設備の改造を行うものです。

既設監視制御設備は、メタウォーター（株）が独自に設計・製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことが出来ません。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があります。

以上のことから、本工事を実施できる業者はメタウォーター（株）のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 本館棟冷却塔補修工事

2 契約の相手方

空研工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷却塔の部品取替と、部品取替に伴う冷却塔の試運転・調整等をおこなうものである。

当該冷却塔は、すべて空研工業（株）の制御方式や純正部品で構築されており、施工にあたっては空研工業（株）でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあることから、これらの条件を満たす唯一の業者である空研工業（株）と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

南港電気機器棟エレベーター更新工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ（株）により製作据付された南港電気機器棟のエレベーターを、現行バリアフリー基準の11人乗りエレベーターに更新するものである。

各昇降機メーカーの基準では、シャフト幅1,900mm×奥行2,050mmが必要であるのに対し、既存の構造は幅1,750mm×奥行2,075mmで幅が足りないため、全撤去更新をすることができないが、エレベーターの機器構成部分を一部残置し再用すれば更新が可能である。更新にあたっては、既設エレベーターの製造者独自の設計・製作基準に基づいて行う必要がある。

また、既設エレベーターの製造者以外の者が更新工事を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、施工不良・部品不良・設計不良などの原因究明及び復旧までに相当の時間が必要となる。万一不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、当局が不利益を被ることとなる。

以上のことから、本工事の施工条件（能力）を満たす唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号 06-6585-6771）

随意契約理由書

- 1 案件名称：放出下水処理場外4箇所電気設備修繕
- 2 契約相手方：(株)明電舎
- 3 随意契約理由：今回修繕する放出下水処理場外4か所電気設備は、下水処理場及び抽水所の運転・制御に重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化した部品の取替えを行うものである。
本設備は、株式会社明電舎が設計製作したもので修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことより、本修繕を行えるのは(株)明電舎のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で、基準どおりの性能を保持するために廃水浄化設備を整備するものである。

北港処分地廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、整備を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、本工事を適切に施工することができるのは（株）栗本鐵工所のメンテナンス部門を担当していた（株）クリモトテクノのみである。

なお、当該廃水浄化設備を設計・製作した（株）栗本鐵工所は、同社の連結子会社である（株）クリモトテクノとともに平成21年7月に環境事業を「メタウォーター（株）」へ事業譲渡契約している。

よって、現在事業継承しているメタウォーター（株）と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3371）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場空気圧縮機点検整備修繕外

2 契約の相手方

(株) 日立産機システム

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場に設置している空気圧縮機点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該空気圧縮機は、(株) 日立産機システムが設計、製作したもので、本点検整備修繕で取替える部品には、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社のみが保有する設計製作図面に基づいた製作及び取替調整の技術が不可欠であり、機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は(株) 日立産機システムのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター本所（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

塚本抽水所沈砂池ホッパ用重量検出装置修繕

2 契約の相手方

(株)IHI環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する重量検出装置は、塚本抽水所沈砂池に設置している各ホッパに貯留される、スクリーンかす等の重量を計測するための設備である。本設備は、当該抽水所の無人化に伴い、設置環境が常に湿度の高い状況となり、機器内部の腐食が急激に進行したことにより、重量検出ができなくなった。また、搬出の際にも、積載重量確認に支障をきたしているので、修繕するものである。

本設備は、(株)IHI（旧社名 石川島播磨重工業(株)）が設計製作したもので、部品取替え時における、組付精度や許容値並びに、設備としての運転、試験調整など、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から平成18年4月1日に営業譲渡を受けた(株)IHI環境エンジニアリング（旧社名 (株)石川島環境エンジニアリング）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課（06-6462-1519）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷凍機CR101-B改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、市場業務に影響を及ぼすことなく施工できるのは同社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 No.3, 4汚泥/温水熱交換器修繕

2 契約相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

中浜下水処理場では汚泥の嫌気性消化を行い、発生する消化ガスを汚泥の加温に利用するとともにガス発電機の燃料として活用している。

今回、修繕を行うNo.3, 4汚泥/温水熱交換器は、消化槽内で汚泥を高温に保つため、消化槽に投入する汚泥を温水機で加温した温水と熱交換する設備である。現在、No.4汚泥/温水熱交換器は汚泥に含まれる砂や夾雑物等で磨耗し穴が開き、温水を貯湯するタンクへ汚泥が流入するため、使用できない状態である。また、同時期に設置したNo.3汚泥/温水熱交換器も汚泥が漏洩する危険性がある。

汚泥加温ができなくなると、汚泥消化ができず中浜下水処理場の汚泥処理が不可能となるとともに、消化ガスの有効利用ができなくなるため消化ガス発電機設備が運転できなくなり、中浜下水処理場の電力料金が増大することになる。

業者選定については、三菱化工機(株)がプラント設備として設計製作したもので、中浜下水処理場の汚泥処理施設を熟知し、また今回修繕を行う汚泥熱交換器は、プラント設備を発揮するための各機器間の調整、プラント機能の維持・継続・評価と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所 雨水用機械スクリーン修繕

2 契約相手方

日立プラント建設サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する雨水用機械スクリーンは、幹線より流入する雨水のしさを除去するための設備であるが、大型のしさの流入等により機械スクリーンを損傷したためしさを除去できない状況である。雨水用機械スクリーンが運転できないとスクリーンにしさが多量に付着し、機械スクリーン後段に設置される雨水ポンプへ雨水の流入阻害を起し、結果幹線水位が上昇することで、浸水被害をもたらす状況となる。

本設備は、日立プラントテクノロジー (株) が設計製作したもので、機械スクリーンの破損部の修正及び調整には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である (株) 日立プラントテクノロジーから弁天抽水所雨水用機械スクリーンのメンテナンス作業を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称 津守下水処理場ポンプ棟電気設備工事

2 契約の相手方 (株)東芝

3 随意契約理由

本工事は、津守下水処理場ポンプ棟雨水沈砂池設備の操作盤の新設・改良を行い、それに伴い必要となる配管配線工事を行うものである。

本工事で施工する設備は(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な制御回路の変更・追加、操作条件の設定変更など行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等使用しながら施工及び改良を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器、並びに配電盤内の制御機器は他社では製作していないため、本工事を施工できるのは(株)東芝のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 工事名称

津守下水処理場反応槽送風機用電動機設備工事

2 契約の相手方

㈱東芝

3 随意契約理由

本工事は、津守下水処理場反応槽送風機用電動機設備の設計・製作・据付を行うものである。

本電動機設備は、㈱東芝が設計製作したもので、製作する電動機設備は、既設送風機及び付帯電気設備と一体となって機能を発揮するものであり、既設電動機設備の特性及び構造に基づき設計・製作・据付を行う必要がある。

以上のことより、現状の送風機用電動機設備の更新を行い、工事後の一貫した責任と性能について保証を持たせることのできる業者は、既設電動機を設計製作し、電動機特性を熟知した㈱東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

総合水運用システム整備に伴う既設設備改造工事

2 契約の相手方

横河電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、総合水運用システムの整備に伴う柴島浄水場の既設配水管理設備の改造を行うものです。

既設配水管理設備は、横河電機（株）が独自に設計・製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことが出来ません。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があります。

以上のことから、本工事を実施できる業者は横河電機（株）のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5543）

随意契約理由書

1 案件名称

6号線動物園前駅エスカレーター1号機更新工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）関西支社

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機（株）の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、三菱電機（株）より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号 06-6585-6771）

随意契約理由書

1 修繕名称

長堀抽水所外監視用伝送装置修繕

2 契約の相手方

㈱沖電気カスタマアドテック

3 随意契約理由

本修繕は、長堀抽水所から東四条抽水所及び津守東抽水所間の監視用伝送装置が、長年の使用により機能が著しく低下しており運転監視に支障をきたしているもので修繕するものである。

本設備は、沖電気工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行なうとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行なわせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは沖電気工業㈱がアフターサービスを移管した㈱沖電気カスタマアドテックのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

1・5号線なんば駅エスカレーター設備工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、5号線（千日前線なんば駅ホーム）と1号線（御堂筋線なんば駅下りホーム）を結ぶエスカレーターを設置するものである。

今回設置する場所は、5号線と1号線が交差する部分であり、5号線ホーム階の柱と1号線側北行き軌道の建築限界間が3,982mmしかなく、この寸法内でエレベーターとエスカレーターを設置するためには、エスカレーターの構築開口寸法を最小幅とする必要がある。

標準構築開口寸法は1,650mmであるが、今回設置予定のエスカレーター構築開口寸法は1,400mmしかなく、この寸法で設置可能な省スペース型エスカレーターを製造できるのは(株)日立製作所のみである。

従って、本工事の施工条件（能力）を満たす、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号 06-6585-6771）

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場ガスタービン発電設備修繕

2 契約相手方

㈱カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

今回修繕するガスタービン発電設備は、津守下水処理場に設置している雨水用ポンプを停電時に運転する為の非常用発電設備であるが、各部が劣化し運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、川崎重工業㈱が設計・製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立制度や許容値を確保するための独自の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は本設備の設計・製作会社よりメンテナンス業務を移管されている㈱カワサキマシンシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

北巽駅エスカレーター1号機更新工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6772)

随意契約理由書

1 案件名称

2号線谷町四丁目駅エスカレーター1・2号機更新工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画(電話番号 06-6585-6772)

随意契約理由書

1 案件名称

中崎町駅エスカレーター1号機更新工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6771)

随意契約理由書

1 案件名称

長居駅エスカレーター1号機更新工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6774)

随意契約理由書

1 案件名称

3号線なんば駅エスカレーター4号機更新工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6771)

随意契約理由書

1 案件名称

都島駅エスカレーター1号機更新工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立製作所の設計・製作によるエスカレーターを工事における運転停止期間を最短とするために、既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うものである。

既設のエスカレータートラスを再利用して機器・部品類の更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に関して製造者しか知りえない独自の知識・技術が必要であり、それらを熟知した製造者が更新を行うことにより、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、(株)日立製作所より昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画 (電話番号 06-6585-6772)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間整備工事（その2）

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場1号ボイラー水管破孔緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株)タクマ以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 工事名称
 住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その7）

2 契約の相手方
 大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由
 本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その6）に引き続き下流側掘削底部の地盤改良工を行うものである。

既往工事では、被圧滞水層の影響による掘削時の盤ぶくれ対策として地下水低下工を採用しており、かつ、周辺重要構造物への影響を最小限にする目的で、既設土留工の下部に遮水壁工並びに掘削底部に地盤改良工を実施している。

今回工事である下流側掘削底部の地盤改良工は、既往工事の上流側掘削底部の地盤改良工と遮水壁工が一体となって、所要の目的を発揮するものである。

上述のとおり、掘削底部の地盤改良工と遮水壁工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業完了の延伸など、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署
 建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線天神橋筋六丁目停留場4号・5号出入口改造請願受託工事

2 契約の相手方

株式会社 大林組

3 随意契約理由

本工事は、平成25年春の竣工を目指して工事が進む天六阪急ビル（以下「ビル」という）の建替工事において、阪急電鉄株式会社及び阪急不動産株式会社からの要請及び費用負担に基づき、第2号線天神橋筋六丁目停留場の既設4・5号出入口階段を移設してビルと接する新たな階段を築造する工事を受託して施工するものである。

出入口階段の移設工事にあたっては、掘削するための仮設部材をビルの地下構築側壁で支持することから、施工管理は互いに一体的に進める必要がある。また、平成25年春に竣工するビルの完成に合わせて出入口階段の施工が必要であり、出入口の位置がビルの軒下となり平面位置が重複することなどから、工程上、ビルと出入口階段を並行して進めていく必要がある。

そのため、この4・5号出入口改造工事は、現在施工中のビルと同時期の施工となり、ビルの工事ヤード内で施工するため、施工場所、資機材置場、搬出出入口等が重複するとともに、ビルに面している道路の占用方法及び安全管理等についてもビル工事との密接な連絡調整が必要となり、複数の業者が工事を行うことが不可能な状況である。

以上のことから、現在ビルを施工中であり、本工事を施工可能な唯一の業者である当該業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部工務課土木設計担当
(電話番号 06-6585-6712)

随意契約理由書

1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その9)

2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その8)に引き続き本体築造工(ポンプ棟Ⅰ期、沈砂棟、放流渠)を行うものである。

既往工事である本体仮設工は、当該工事に近接する正蓮寺川護岸構造物及び正蓮寺川仮排水路並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測しながら施工管理を行っている。

今回工事である本体築造工の施工フローは、本体仮設工を本体構造物に順次、盛替え撤去する必要があるため、本体仮設工の影響変位等を考慮した施工管理が重要となる。

上述のとおり本体築造工と本体仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業完了の延伸など、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)